

福島原発事故での自主的避難者の損害賠償請求——賠償終期と損害範囲

- 【文献種別】 判決／大阪高等裁判所
【裁判年月日】 平成29年10月27日
【事件番号】 平成28年（ネ）第899号
【事件名】 損害賠償請求控訴事件、仮執行の原状回復及び損害賠償を命ずる裁判の申立事件
【裁判結果】 一部棄却、一部変更（上告、上告受理申立て）
【参照法令】 原子力損害の賠償に関する法律3条1項、民法722条2項
【掲載誌】 裁判所ウェブサイト

LEX/DB 文献番号 25449059

事実の概要

本件は、2011年3月の福島第一原発事故後、福島県郡山市からの自主避難者家族が、同原発を設置・運営する原子力事業者に対し「原子力損害の賠償に関する法律」（以下「原賠法」という。）3条1項に基づき損害賠償を求めた事案である。

本件の原告は、A（男）及びAと事実婚状態にあるB（女）並びにA・Bの子であるC、D及びE（最年長子でも原発事故時10歳）である。原発事故発生当時、原告らは、福島県郡山市に居住し、A、Bは、同地でクラブ営業の会社を経営していた。原発事故後、国により避難指示区域等（避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域、警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域）が指定されたが、郡山市は、含まれていない。原告らは、放射能被害特に子供への影響を恐れ、自主避難を余儀なくされ、その後、Aは、精神疾患に罹患し、精神的苦痛を被り、就労ができなくなったなどと主張し、原賠法3条1項に基づき、被告に対し、損害賠償金の支払を求めた。

原告Aは、自主避難に伴う費用831万3,593円、通院に伴う費用（通院慰謝料を含む。）286万1,632円、休業損害6,760万円（平成23年3月から口頭弁論終結日まで月額120万円の休業減収）、慰謝料（精神疾患に罹患したことによる苦痛を除く）2,000万円、放射能測定費用10万円、弁護士費用900万円（以上の損害元金合計1億787万5,225円）及びこれらに対する遅延損害金の支払を求め、原告Bは、休業損害2,180万円（平成23年3月から平成27年9月15日まで月額40万円）、慰謝料2,000万円、弁護士費用300万円（以上の損害元金合計4,480万

円）及びこれらに対する遅延損害金の支払を求めた（原告C、D、Eについては省略）。なお、被告は、後述中間指針等に基づき、原告Aに12万円、原告Bに64万円、原告C、D及びEに72万円の賠償を支払ったが、原告らは、これでは損害賠償として不十分と主張した。

第一審である京都地判平28・2・18（判時2337号49頁、LEX/DB25542325）は、Aについて、自主避難に伴う費用133万4,155円、通院に伴う費用51万5,444円、休業損害1,668万6,512円、慰謝料100万円、弁護士費用195万円の合計2,148万6,111円等の賠償請求を認容したが（B、C、D及びEにつき省略）、Aら及び一審被告は控訴した。

判決の要旨

本高裁判決の争点は、①一審原告Aが支出した自主避難に伴う費用は、本件事故と相当因果関係のある損害に当たるか、②一審原告Aが支出した通院に伴う費用は、本件事故と相当因果関係のある損害に当たるか、③一審原告Aの休業損害は、本件事故と相当因果関係のある損害に当たるか、④一審原告Bの休業損害は、本件事故と相当因果関係のある損害に当たるか、⑤本件事故と相当因果関係のある一審原告らの慰謝料額、⑥一審原告Aの放射能測定費用は、本件事故と相当因果関係のある損害に当たるか、⑦本件事故が一審原告Aの精神疾患に寄与した度合、⑧本件事故と相当因果関係のある損害は、中間指針追補等により示された損害に限られるかであった。

争点①の自主避難費用について、「一審原告A

については平成23年10月31日までの間、その余の一審原告らについては平成24年8月31日までの間、自主避難を続けることに合理性を認めることができる。その理由は、「原告ら3名（C、D及びE）の年齢に照らし、同人らの自主避難には保護者の付添いが必要であったこと、自主避難当初一審原告Bは妊娠中で出産後一定期間が経過するまでは同人のみで子らの監護をするのは困難であったこと、一審原告Aは自主避難の当初第三子出生後平成23年秋か同年内には郡山市に帰るつもりであったことなど」である。原告A以外の賠償終期が、平成24年8月31日である理由は、「年間20mSvを下回る被ばくが健康に被害を与えるものと認めるには足りないから、本件事故後の郡山市内の放射線量に一審原告らが危惧感を有していたとしても、年間20mSvを下回るようになった後において自主避難の合理性を認めることは、放射線の危険性に関する一般的な理解の状況をはじめとする諸事情を考慮しても、困難」なことである。なお、一審判決は、「同年9月1日以降の福島県a市内の放射線量は、年間20mSvに換算される3.8 μ Sv毎時を大きく下回っており、この情報は広く周知されていた」としていた。

争点②の一審原告Aの通院費用について、「一審原告Aが自主避難を続けることに合理性を認めることのできる期間は平成23年10月31日までであること、……治療をM病院で開始した平成23年11月18日から約2年間経過した平成25年11月30日までを本件事故と相当因果関係のあるうつ病の治療期間と認めるのが相当である」。その理由は、「医学的なりハビリテーション療法として、……完全な回復や復職を含む症状固定までの期間としては治療開始から1年以内が79%、2年以内が95%とする報告がある」ことである。

争点③の一審原告Aの休業損害について、「一審原告Aは、同年（平成23年…小柳注）8月以降、うつ病の症状により就労不能状態にあったと認めるのが相当であるから、本件事故発生日から本件事故と相当因果関係のあるうつ病の治療期間である平成25年11月30日までを本件事故と相当因果関係のある一審原告Aの就労不能期間と認めるのが相当である。」なお、「自主避難をせずに郡山市においてFの代表取締役を続けていれば一審原告Aが役員報酬を受領していた蓋然性が認められれば、それは本件事故による逸失利益と認められ

ることになる」。「営業は必ずしも安定的なものではなかったものとみられ、……一審原告Aが得られたであろう役員報酬も控え目にみざるを得ず、本件事故と相当因果関係のある減収は、一審原告Aについて月額45万円と認めるのが相当である」。なお、一審では、「X₁の休業損害は、月額76万3,636円を基準額とし、平成23年3月から口頭弁論終結日である平成27年11月10日までを期間として計算」していたため、本高裁判決の認容額は、一審判決に比べ相当の減額になった。

争点④の一審原告Bの休業損害について、「一審原告Bも、一審原告Aと同様の事情で、本件事故による自主避難のためにFの取締役としての職務を遂行し得なくなったというべきであるが、前記4(2)の事情を考慮すると、一審原告Bの本件事故と相当因果関係のある減収は月額15万円と認めるのが相当である。」

争点⑤の慰謝料について、「自主避難の合理的期間」は「一審原告Aにつき同年10月31日まで、一審原告Bにつき平成24年8月31日までと解すべき」ことから、それまでの期間の慰謝料を認めるべきであり、また、「一審原告らの自主避難の経緯や避難先での生活状況等諸般の事情をも考慮すべき」ことから、一審原告Aについて、慰謝料（通院慰謝料を除く）25万0000円、一審原告Bについて慰謝料44万0000円とした。

争点⑥の放射能測定費用について、「郡山市における空間線量については、……測定結果が公表されているから、これに加えて住居付近の空間線量を測定する必要は乏しい」。

争点⑦の本件事故の一審原告Aの精神疾患への寄与度について、「原判決を次のとおり補正する」。すなわち、一審判決が「精神疾患に伴う損害の全ての賠償責任を被告に負担させるのは、損害の公平な分担の見地に照らし相当でないから、民法722条2項の規定の類推適用によって、前記のX₁（本判決の一審原告A…小柳注）の通院に伴う費用128万8,610円と休業損害4,171万6,282円を60%、X₂の休業損害720万円と慰謝料100万円を30%、それぞれ減ずる」としたのに対して、本高裁判決は、「一審原告Aの通院に伴う費用等118万1,180円と休業損害1,485万円を40%減じ、また、一審原告Bについても一審原告Aの罹患が就労不能の一因であり、慰謝料の算定要素ともなっていることにかんがみ、その休業損害270

万円と慰謝料 55 万円を 20%減ずる」とした。

争点⑧の中間指針と本件損害賠償については、原判決を「引用する」。なお、一審判決は、「中間指針等の対象とならなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得ると解されるから、本件事案において相当因果関係の認められる前記費用等については、被告の賠償義務が認められる。」と述べた。

結論として、本判決は、一審原告 A の請求を、1,358 万 7,325 円及びうち 1,220 万 6,823 円に対する平成 25 年 8 月 29 日から支払済みまで年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で認容し、一審原告 B の請求を、257 万 1,160 円及びこれに対する同日から支払済みまで年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で認容し、一審原告 C、D 及び E の請求については、慰謝料額は一審被告により支払済みの額を超えないとして、棄却した（本判決は、仮執行の原状回復として、原告らに約 1,600 万円の返還を命じた。）。

判例の解説

一 本判決の意義

本判決は、自主避難者（後述の中間指針等では「自主的避難者」）の損害賠償について、(i) 自主避難者が一定期間避難を継続する合理性を認め、(ii) 避難開始後うつ病等に罹患したことと上記事故との間に相当因果関係を認め、うつ病の治療開始から約 2 年間経過時までを上記事故と相当因果関係のある治療期間及び就労不能期間と認め、(iii) 上記事故以外の要因が精神疾患の悪化に相当程度寄与したとして、民法 722 条 2 項を類推適用して休業損害認容額等につき減額した。

二 問題の所在

1 自主避難者賠償に関する中間指針等

自主避難者・自主的避難者とは、「避難指示区域等以外の区域から自主的に避難している」者であり¹⁾、「強制避難者」（避難指示区域等からの避難者）と対比される。2013 年当時には、強制避難者数は「約 10 万 7,000 人、自主避難者、4 万 5,000 人程度」との推計があった²⁾。

原賠法 18 条に基づき設置された原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という。）は、強制

避難者に対し相当水準の賠償基準を提示したが、自主避難者についての賠償基準は極めて低額であり、自主避難は「司法的救済の必要性としては、トップクラス」となっている³⁾。

審査会による「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）」（平成 23 年 12 月 6 日）⁴⁾ は、自主避難について、「事故発生当初の十分な情報がない時期は、大量の放射性物質の放出による被ばくへの恐怖・不安を抱くことは、年齢等問わず一定の合理性が認められる」等としつつ、「避難指示等の場合と同じ扱いとすることは、必ずしも公平かつ合理的ではない」との理由から、「自主的避難等対象区域」（福島市、郡山市、いわき市等）として指定した区域からの自主避難者及び滞在者について、「放射線への感受性が高い可能性がある」子供・妊婦 40 万円（事故発生から 2011 年 12 月までの損害）、それ以外の者について 8 万円（事故発生当初の時期の損害）の慰謝料賠償とした。ここで滞在者にも自主避難者と同額の賠償を認めたのは、自主避難等対象区域では滞在者も多数存在し、同様の精神的苦痛等を被ったとの考えによる。

その後、「中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）」（平成 24 年 3 月 16 日）が、「子供及び妊婦の場合は、放射線への感受性が高い可能性があることが一般に認識されていると考えられること等から……自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象とする」とした。もっとも、「賠償すべき損害及びその損害額の算定方法は、原則として第一次追補第 2 の [損害項目] で示したとおり」であり、賠償額はわずかである。

2 本件訴訟での賠償

中間指針等は、そこに示された損害以外にも「個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得る」として、指針以外に個別的な救済がありうるとした。本判決も、争点⑧において、一審判決と同様に、「中間指針等の対象とならなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではない」として、「個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害」についての賠償を容認し、自主避難者への損害賠償

を認めた。理論的にみても、原子力事故と相当因果関係にある損害について賠償が認められるのは当然である。

3 自主避難における賠償期間

自主避難者について、中間指針等の賠償基準からの賠償期間の「延長」、賠償項目の慰謝料以外への「横出し」、賠償金額の「上乗せ」等の必要性が指摘されている⁵⁾。

本判決は、時間的「延長」として、争点①により、中間指針を超えた賠償を認め、「自主避難を続けることに合理性を認めることができる」期間について賠償を認めた。特に、年少子を抱えた母子避難について、平成24年8月31日までの賠償を認容した。その後について賠償を否定する理由は、「低線量被ばくの危険性等に関する様々な法規制、論文等の存在、内容を考慮したとしても、年間20mSvを下回る被ばくが健康に被害を与えるものと認めることは困難」であること、郡山市の放射線量が、年間20mSv換算を大きく下回り、また、その情報が周知されたことである。

父についても、本件判決は、母子だけの避難が困難であったという理由で、避難賠償を認容し、「一審原告Aについては平成23年10月31日までの間」とした。もっとも、原告Aは、その間にうつ病に罹患しており、「本件事故と相当因果関係のあるうつ病の治療期間である平成25年11月30日まで」の休業賠償等が認められている。

本判決の賠償終期論については、批判がありうる。まず、本判決の依拠する年間20mSv基準論について相当の異論が存在する⁶⁾。

また、母Bについて、本判決は、平成24年9月1日以後は自主避難に合理性を認めることができずとして賠償請求を否定する。しかし、同日以降も賠償請求を認めつつ、過失相殺法理で調整し、時期が経過するほど被害者の過失を大きく認め、賠償額を減額する解決もありうるし、その方が避難の必要性について激しく議論が対立している原発避難の実情に適合していたと考えられる。放射能汚染は、重大な結果を招きかねない問題である。一般人は、科学的知見にどこまで従うべきかが判断困難であり、不確実な将来を考慮して避難継続したとしても、合理性が存在していたと考えられるからである。

4 自主避難における賠償項目・金額

賠償項目の「横出し」として、本判決は、争点①～④として、自主避難中に罹患したうつ病による治療及び就労不能に基づく損害の賠償も一定期間について認容した。さらに、本判決は、自主避難に伴う移動費用、滞在費用（家賃など）も原発事故と相当因果関係にある損害と認めた。

慰謝料額の「上乗せ」として、本判決は、中間指針を上回る額を認容している（争点⑤）。その理由は、「一審原告らの自主避難の経緯や避難先での生活状況等諸般の事情をも考慮すべき」ことである。とはいえ、本判決の認容額は低額である。

本判決は、自主避難の賠償終期及び具体の認定金額も含め、全体に慎重・保守的な認定を展開しており、今後の自主避難賠償訴訟での最低ベースになりうるものである。

●—注

- 1) 山本薫子『『原発避難』をめぐる問題の諸相と課題』長谷川公一＝山本薫子編『原発震災と避難：原子力政策の転換は可能か』（有斐閣、2017年）77頁。
- 2) 泉水健宏「福島被災者・避難者に対する支援策の現状と課題——子ども・被災者支援法及び被災者支援策パッケージを中心とした状況」〈http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2013pdf/20130603062.pdf〉。
- 3) 吉田邦彦「福島原発放射能問題と災害復興——福島原賠訴訟の法政策学的考察」淡路剛久監修／吉村良一ほか編『原発事故被害回復の法と政策』（日本評論社、2018年）297頁。
- 4) 自主避難者への賠償指針につき、中島肇『原発賠償中間指針の考え方』（商事法務、2013年）特に46頁。
- 5) 三枝健治「自主避難者に対する損害賠償」浦川道太郎先生・内田勝一先生・鎌田薫先生古稀記念論文集編集委員会編『早稲田民法学の現在』（成文堂、2017年）593頁。
- 6) 吉田邦彦「東日本大震災・福島原発事故と自主避難者の賠償問題・居住福祉課題（上）近時の京都地裁判決の問題分析を中心に〔平成28.2.18判決〕」法民509号（2016年）37頁。福田健太郎「区域外避難者（いわゆる自主避難者）の損害賠償請求〈判例研究〉」青森法政論叢18号（2017年）20頁以下。井戸謙一（本件避難者代理人）「京都個別避難者訴訟について」淡路監修・前掲注3）書194頁以下。なお、一審判決が、高額賠償を認容したのは、「原告の高報酬が基準とされており、同人の鬱病などの精神疾患が、積極的判断の決定的根拠」であり、一審判決の「射程は狭い」との指摘もあった（吉田論文）。